

## お近くのシルバー人材センター へお電話下さい

公益社団法人

大分市シルバー人材センター ☎097-538-5575

別府市シルバー人材センター ☎0977-24-4080

中津市シルバー人材センター ☎0979-24-4567

日田市シルバー人材センター ☎0973-24-7676

佐伯市シルバー人材センター ☎0972-23-3001

臼津地域シルバー人材センター ☎0972-62-2550

宇佐市シルバー人材センター ☎0978-33-5005

豊肥地域シルバー人材センター ☎0974-22-7876

国東市シルバー人材センター ☎0978-67-2991

豊後高田市シルバー人材センター ☎0978-24-3737

由布市シルバー人材センター ☎097-540-7992

一般社団法人

杵築市シルバー人材センター ☎0978-62-5677

日出町シルバー人材センター ☎0977-75-9620

玖珠町シルバー人材センター ☎0973-72-2011



シルバー人材センター  
ゆるキャラ

公益社団法人

大分県シルバー人材センター連合会

〒870-0823 大分市東大道1丁目11番1号 タンネンバウムⅢ 3F  
TEL097-585-5615 FAX097-585-5616

シルバー人材センターで働く高齢者の皆様の  
就業日数・時間の上限や「請負」「委任」  
「派遣」「職業紹介」といった就業形態別の  
働き方などについてご紹介します。



# 街を明るく 働く社会 シルバー人材センター



シルバーで  
気持ちよく  
働くため

ールを明瞭にした

ランスガイド!

# シルバー人材センターを

## シルバー人材センターとは…

- 高齢者に働く機会を提供し、高齢者の地域社会の発展や現役世代の下支え
- 高年齢者等の雇用の安定等に関する
- 企業、家庭、官公庁などから業務を受

## ■ シルバー人材センターの目的

### 高齢者の生きがいの充実、健康維持、生活の安定

- 高齢者に働く機会を提供し、生きがいの充実や健康の維持・増進を図る
- 高齢者に働く機会を提供し、高齢者の経済的な生活の安定を図る

# 自主

# 自立

シルバー人材センターは「自主・自  
会員の総意と主体的な参画により運

## 傷害保険、損害保険の加入

会員の安全を確保するための取り組みを行っています。

- ① 会員が就業中に傷害などを被った場合に補償を行うシルバー人材センター団体傷害保険
- ② 会員が業務の遂行中に他人の身体や財物に損害を与えた場合などに補償を行う、シルバー人材センター賠償責任保険に加入しています。

## ● シルバー人材センター団体傷害保険

### 1. 補償内容

保険金の種類	保険金額	保険給付対象
死亡保険金	900万円	事故日より180日以内で、その怪我が原因で死亡した場合。
後遺障害保険金	死亡保険金の4%~100%	事故日より180日以内で、その怪我が原因で後遺障害が生じた場合。
入院保険金 (1日あたり)	3,000円	事故日より180日以内で、その怪我が原因で医師の指示に基づき入院した場合。ただし、180日を限度とします。
手術保険金	3,000円 ×所定倍率	事故日より180日以内で、入院保険金日額に次の倍率を乗じた額。 ①入院中に受けた手術10倍 ②上記以外の手術5倍
通院保険金 (1日あたり)	2,000円	事故日より180日以内で、その怪我が原因で医師の指示に基づき通院した場合。ただし、90日を限度とします。

### 2. 保険料

会員1名あたり1年につき、2,690円です。(年会費に含まれています。)

### 3. その他

上記補償内容や保険料等は、シルバー人材センター団体傷害保険契約の内容ですが、センターによっては他社の団体傷害保険に加入している場合があり、詳しくは各センターにお問い合わせ下さい。

## ● シルバー人材センター賠償責任保険

### 保険給付の内容 (最高限度額)

- 【身体賠償】 1人……3千万円(期間中)  
1事故……1億円
- 【財物賠償】 1事故……1千万円(期間中)

## 労働関係法令の適用や公的保険の加入

■請負、委任の業務に従事する場合、会員は労働者とならないため、労働関係法令は適用されません。  
派遣や職業紹介の業務に従事する場合、会員は労働者となります。

### 適用される労働関係法令

労働者派遣法、職業安定法、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労災保険法、労働契約法など

■派遣や職業紹介の業務に従事する場合の公的保険の加入  
会員は就業形態に応じて、以下の公的保険に加入する必要があります。

	派遣・職業紹介	請負・委任
労災保険	加入する	加 入 し な い
雇用保険	1週間の所定労働時間が20時間以上で、31日以上雇用見込みがある場合に加入する	
健康保険	74歳まで、1日または1週間の所定労働時間および1月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3以上の場合※に加入する	
厚生年金	69歳まで、1日または1週間の所定労働時間および1月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3以上の場合※に加入する	

※1日の所定労働時間が8時間の場合…6時間以上、1週間の所定労働時間が40時間の場合…30時間以上

## 活用する高齢者の皆様へ

生きがいの充実や生活の安定、  
などを推進することを目指しています。  
法律第44条の指定を受けています。  
注し、高齢者に働く場として提供しています。

### 地域社会の維持・発展への貢献、現役世代の下支え、人手不足の解消

- 高齢者が地域社会の担い手として働くことを通じて、地域社会の維持・発展を図る
- 育児・介護など高齢者が働くことを通じて、現役世代の下支えを図る
- 高齢者が働くことを通じて、サービス業などの人手不足を解消する

共働

共助

立、共働・共助」の理念に基づき、  
営する組織（社団法人が基本）です。

## 会員が被害を被った場合の保険の適用

会員は、業務の従事中（通勤途上含む）に傷害を被った場合、以下の保険の給付を受けることができます。

請負・委任	派遣・職業紹介
国民健康保険・健康保険	労災保険

# シルバー人材センターで

## ■ シルバー人材センターで働く 高齢者の日数、時間の上限

シルバー人材センターの提供する業務は、臨時的かつ短期的または軽易な業務です。また、その働き方は、現役世代の労働者などが1人で行う業務を、複数の高齢者が時間や日にちで分担して行うローテーション就業が基本です。

- 〈日数の上限〉 おおむね月10日程度以内
- 〈時間の上限〉 おおむね週20時間をこえない範囲

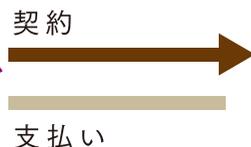
一時的に上記の上限を超えて就業することができますが、恒常的に上記の上限を超えて就業することはできません。

(認められる場合の例)

スーパーマーケットでの品出しなど、派遣で働く会員(週の所定労働時間18時間)が、特売日やイベントが多い特定の月に、上限(週20時間)を超えて就業する場合

(認められない場合の例)

庭木の剪定など、請負で働く会員が、恒常的に月10日を超えて就業すること



員  
労働者



発注者  
(企業・官公庁など)  
派遣先事業主

詰めなど  
など  
助など



送迎バスの運転



スーパーの店内業務



調理補助

## 就業形態別の主な相違点

	請負	委任
就業形態	会員は請け負った業務を自らの裁量で完成させる	会員は委任を受けた事務の実施を自らの裁量で行う
雇用	雇用されない	雇用されない
指揮命令	発注者は指揮命令できない	発注者は指揮命令できない

就業形態	雇用	指揮命令
会員が発注者の指揮命令に従い労働する	発注者が会員などを雇用する	発注者は会員に指揮命令できる



デイサービス送迎バスなどの運転業務、スーパーなどの店内業務(レジ打ち、品出し、惣菜調理、パック詰めなど) 保育施設での補助業務(園児の受入れ、引き渡し、保育士補助など) 介護施設での補助業務(調理、食事の配膳、入浴準備、職員補助など)



店内清掃業務

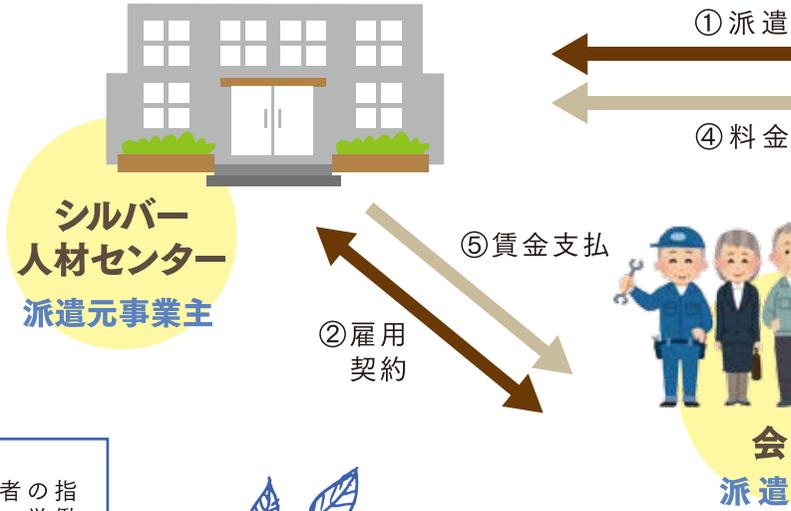


スーパーのレジ・品出し



介護補助

# 派遣



## 働く場合は…

<b>就業形態</b>	会員が発注者の指揮命令に従い労働する
<b>雇用</b>	シルバー人材センターが会員を雇用する
<b>指揮命令</b>	発注者は会員に指揮命令できる

**業務例**

デイサービス送迎バスなどの運転業務、スーパーなどの店内業務(レジ打ち、品出し、惣菜調理、バック)、保育施設での補助業務(園児の受入れ、引き渡し、保育士補助)、介護施設での補助業務(調理、食事の配膳、入浴準備、職員補)

**会員**

シルバー人材センターに入会し、就業機会の提供を受けることを希望する高齢者をいいます。

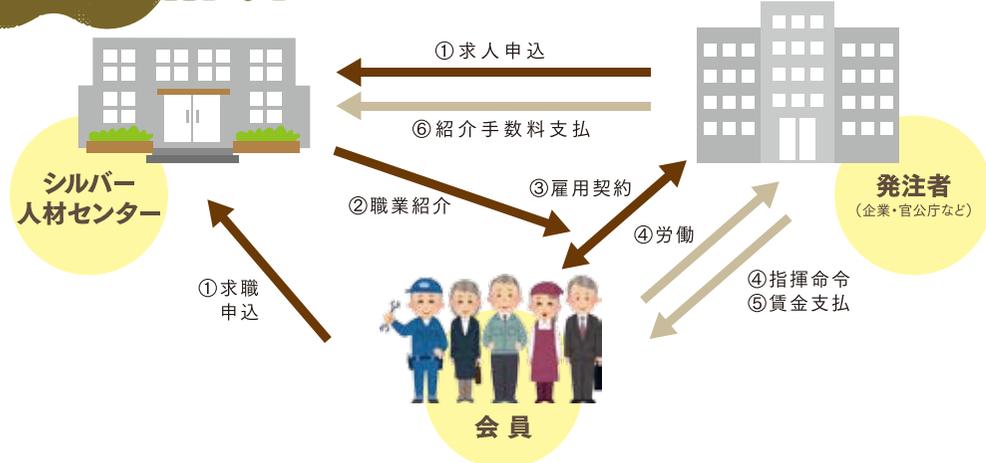
**配分金**

シルバー人材センターが会員に、請負、委任の対価として支払う報酬をいいます。

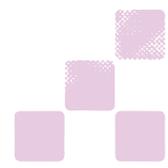
**賃金**

シルバー人材センターが、会員に、派遣の対価として支払う報酬、または職業紹介を受け会員を雇用した発注者が労働の対価として支払う報酬をいいます。

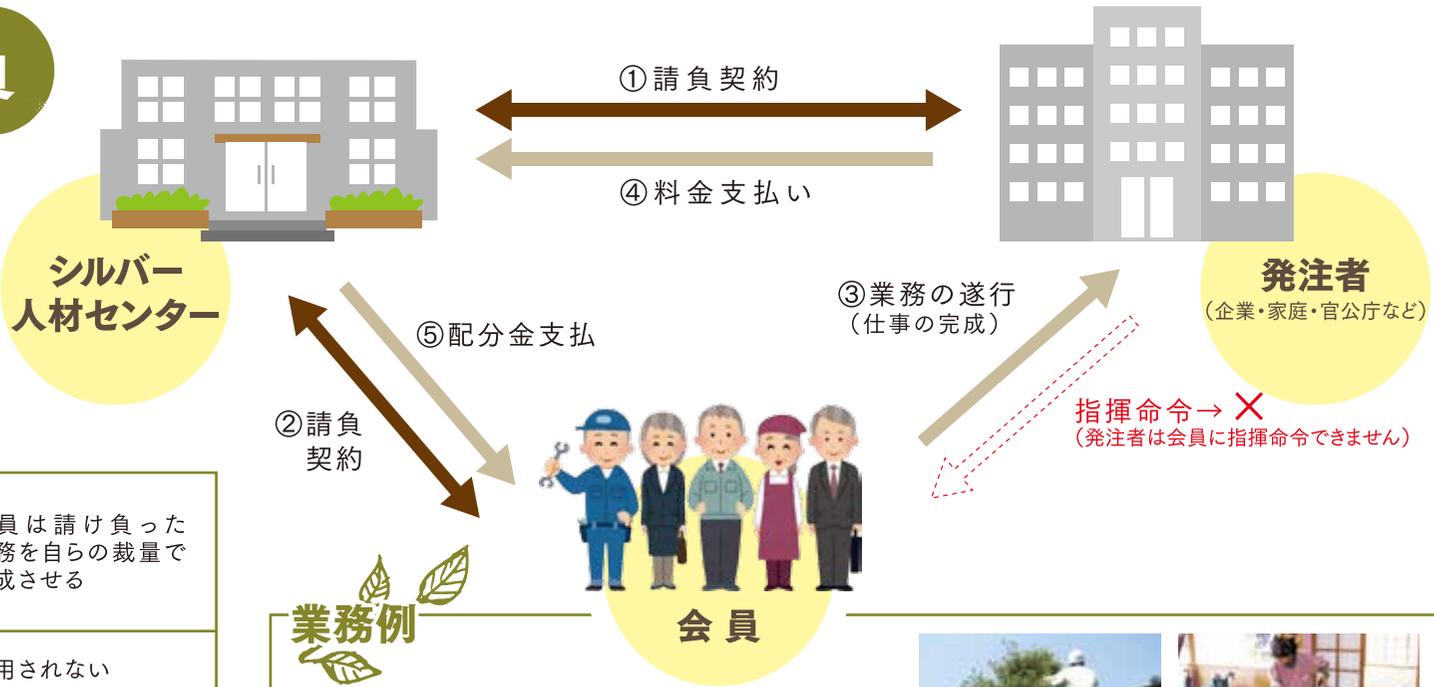
# 職業紹介



派遣	職業紹介
会員が発注者の指揮命令に従い労働する	会員などが発注者の指揮命令に従い労働する
シルバー人材センターが会員を雇用する	発注者が会員などを雇用する
発注者は会員に指揮命令できる	発注者は会員などに指揮命令できる



# 請負



就業形態	会員は請け負った業務を自らの裁量で完成させる
雇用	雇用されない
指揮命令	発注者は指揮命令できない

## 業務例

清掃、除草、植木の剪定、宛名書き、障子・ふすま張りなど



植木の剪定

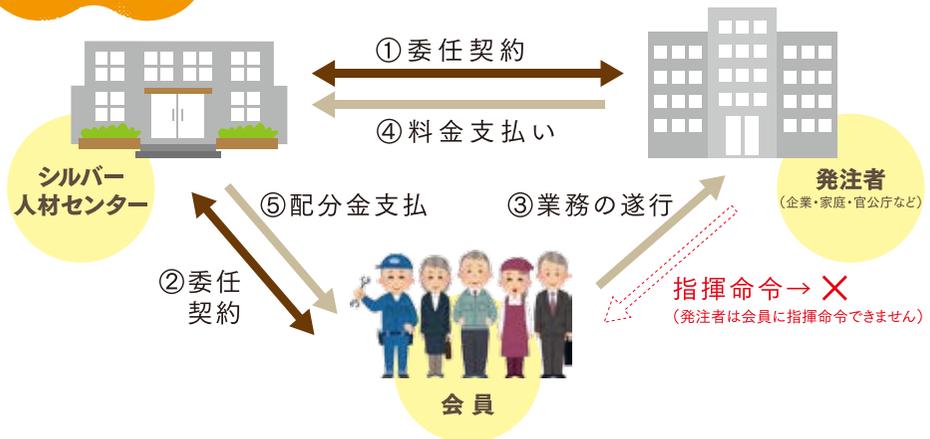


清掃



宛名書き

# 委任



就業形態	雇用	指揮命令
会員は委任を受けた事務の実施を自らの裁量で行う	雇用されない	発注者は指揮命令できない

## 業務例

観光ガイド、高齢者の見守り、話相手、留守番など



高齢者の話し相手



観光ガイド



見守り・留守番